

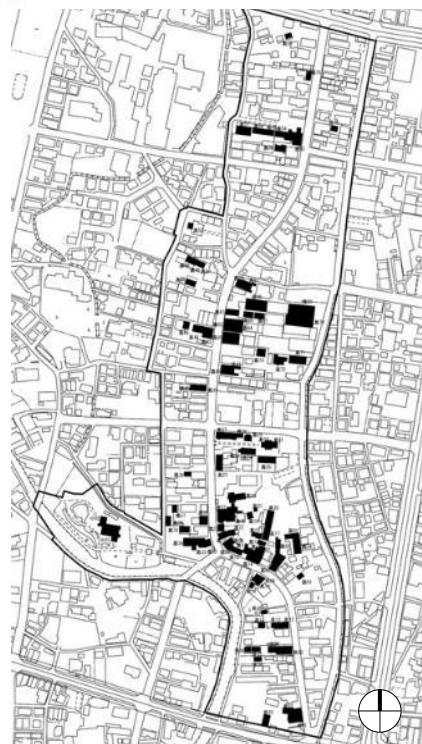
(1)保存地区の概要

地区名 栃木市嘉右衛門町
種別 在郷町
面積 約9.6ha
選定年月日 平成24年7月9日
特徴

16世紀末から17世紀初頭にかけて岡田嘉右衛門氏が開発した新田村を起源とし、この新田村を南北方向に日光例幣使道が整備され、18世紀末から19世紀半ばにかけて街道沿いに町場が形成されたと考えられています。

日光例幣使道が湾曲していることで、不規則な形状の敷地があるものの、概ね短冊状に敷地割がなされております。敷地の構成は、通りに店舗を構え、奥に住居を置き、庭等を挟み、蔵を並べ、稲荷を祭るのが一般的で、それらを北側に寄せる傾向にあります。住居は概ね真壁造りですが、店舗は土蔵造りや洋風意匠のものもあり、様式が多様にあります。蔵も土蔵や石蔵が混在し、店舗同様に様式が多様にあります。

これらの建物は近世の終わりから近代にかけて建築された伝統的建造物で、その配置と併せて当時の生業や在郷町の特色ある歴史的風致を形成し、今に伝えています。



栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

(2)保存地区のあゆみ

2005～6	市民主体で日本ナショナルトラストによる観光資源保護調査「栃木の町並み景観調査」が行われる。
2009	栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会及び専門部会の設置
2010	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定 保存審議会の設置
2011	東日本大震災により一部の伝統的建造物に被害を受ける。
2012	保存地区の都市計画決定 重要伝統的建造物群保存地区に選定
2016	地区内の旧味噌工場を市が取得
2017	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画を策定 栃木市嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画を策定
2018～	旧味噌工場を、観光・まちづくり・防災の拠点施設として整備工事に着手

(3)保存地区の保存と整備

現在までのところ伝統的建造物143棟の内21棟の修理を終え、5棟の新築建物を修景しています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	事業総数
修理	2	3	4	2	4	5	6	3	2	2	21
修景	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	5

注. 複数年度にまたがる事業があるため、事業総数は各年度の合計と一致しない



修理事業(見世蔵)



修理事業(土蔵)



公開活用事業(拠点施設整備)



防災事業(案内板)

(4)保存地区の活用とまちづくり

○保存地区内の建築ストックの活用

近年、個性的な店舗の出店が目立つ嘉右衛門町地区では、若い事業者が地区内のストックをリメイクし、出店させる一種の流行があり、地区内のストックが活用されています。



○修景建物によるまちづくり

空き地となった敷地に修景建物が置かれ、町並みの連続性を保ち、出店が進むことで、地区の活用を維持しています。

○伝統的建造物の活用

出店の機会に恵まれている嘉右衛門町地区では、伝統的建造物を活用した店舗が出店されています。

また、建築士や大工、研究者等からなる民間組織が伝統的建造物の所有者と利用希望者のマッチングを行うなど、活用事業を推進しています。



(5)住民等の取組

○でんけん交流会

嘉右衛門町伝建地区の地域住民と行政及び教育研究機関、職人などが意見を交わす場として、平成28年から定期的に行われ、認識の共有を図っています。



○嘉右衛門町伝建地区総合防災訓練

法隆寺金堂が焼損した日である1月26日の「文化財防火デー」に合わせ、伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺の地域住民に対する防災意識の高揚及び関係機関相互の連携強化を図ることを目的とした防災訓練を実施しています。



○クリーン作戦

嘉右衛門町伝建地区の住民が快適に暮らし、風致を維持するため、毎月1回、地区内の安全パトロールや建造物の点検等を行いながら、地区内を清掃しています。

